

静岡県立大学附属図書館時間外利用細則

平成27年4月1日 細則第48号

改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県立大学附属図書館利用規程第5条の2に基づき、静岡県立大学附属草薙図書館の開館時間外及び休館日における利用（以下「時間外利用」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 時間外利用をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院学生
- (3) 本学の4年次以上の学部学生で、指導教員が必要と認めた者

(利用申請)

第3条 時間外利用を希望する者は、あらかじめ利用申請を行わなければならない。

(利用の範囲)

第4条 時間外利用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 2階及び3階に配架している図書館資料の閲覧（大学資料コーナーを除く）
- (2) 3階に設置している複写機による文献複写
- (3) 2階及び3階に設置している蔵書検索用端末の利用

(利用時間)

第5条 時間外利用の時間は、閉館30分後から翌開館日の午前7時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、同項の利用時間を変更することができる。

(遵守事項)

第6条 時間外利用をする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この細則に定める利用範囲及び利用時間に従うこと
- (2) 利用申請を行っていない者を入館させないこと
- (3) 所定の場所から入館及び退館をすること
- (4) 防災及び防犯に留意すること
- (5) その他館長の指示する事項に従うこと

(利用停止)

第7条 館長は、この細則に違反した者に対し、時間外利用を停止することができる。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、時間外利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。